認可法人総合研究開発機構の役職員の報酬・給与等について

※当機構は平成19年11月29日に認可法人から財団法人へ組織変更しており、本資料は平成19年 度のうち、財団法人への組織変更前の期間(平成19年4月1日~平成19年11月28日)の実績及び <u>方針をもとに、作成したものです。</u>

I 役員報酬等について

- 1 役員報酬についての基本方針に関する事項
 - ① 平成19年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

当機構には、役員報酬に業績を反映させる規程はございません。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 平成19年度においては、改定を行いませんでした。 理事 平成19年度においては、改定を行いませんでした。 理事(非常勤) 平成19年度においては、改定を行いませんでした。 監事 平成19年度においては、改定を行いませんでした。 監事(非常勤) 平成19年度においては、改定を行いませんでした。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成19年度年間	報酬等の総額	額		就任•退	任の状況	前職
仅但		報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任	日月刊以
会長	千円	千円	千円	千円			
(非常勤)	3,424	3,424	0	0 ()		11月28日	
理事長	千円	千円	千円	千円			
	3,424	3,424	0	0 ()		11月28日	
理事	千円	千円	千円	千円			
上 生	11,956	6,905	4,127	828 96 (特別調整手当) (通勤手当)		11月28日	*
理事	千円	千円	千円	千円			
生 ず	3,622	2,590	722	310 (特別調整手当)	9月1日	11月28日	

理事	千円	千円	千円	千円		
(非常勤)		2,328	0	0 ()	11月28日	
理事	千円	千円	千円	千円		
	582	582	0	0 ()	5月31日	
	千円	千円	千円			
田上士				729		
監事	10,621	6,080	3,635	177 (特別調整手当) 177 (通勤手当)	11月28日	
監争 			·	177 (特別調整手当) (通勤手当)	11月28日	
監事	10,621	6,080	3,635	177 (特別調整手当)	11月28日	

※「特別調整手当」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号。以下「一般職給与法」という)第11条の3第1項に規定する地域及びこれに準ずる地域に在勤する常勤の役員に対して支給された手当であり、その月額は、本俸に一般職給与法第11条の3第3項の規定に準じ別に定める地域区分に応じ、同条第2項の規定に準じ別に定める支給割合を乗じて得た金額となります。

注1:「その他」欄には手当等が支給されている場合は、例えば通勤手当の総額を記入する。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成19年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での	在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
会長	新 該当なし	年	月				
		年	月				
理事長	該当なし						
理事	千円 4,428	年 3	月 5	11月28日	1	役員業績評価委員会にお いて業績勘案率を決定	*
監事	_{千円} 3,800	年 3	月 3	11月28日	1	役員業績評価委員会にお いて業績勘案率を決定	

注1:「摘要」欄には、法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会による業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

注2:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

Ⅱ 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

①人件費管理の基本方針

所要額を計上しております。なお、職員の定員数は、平成18年度の27名から3名削減し、24名としました。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

人事院勧告の水準を反映させておりました。

イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 1年間良好な成績で勤務したものを昇給させています。職員勤務評定を実施し、評定結果 を夏季及び冬季の勤勉手当に反映させておりました。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

	TO THE TOTAL PROPERTY OF THE TOTAL PROPERTY
給与種目	制度の内容
賞与:勤勉手当 (査定分)	勤勉手当については、勤務評定結果を反映した成績率を乗じて支給。

ウ 平成19年度における給与制度の主な改正点

国の給与改定を踏まえ、以下の給与改定を実施しました。

配偶者を除く扶養親族に対する扶養手当月額を、扶養親族1人当たり一律6,000円に変更いたしました。従来は、扶養親族2人までについては、扶養手当として月額6,000円を支給し、その他の扶養親族に対しては1人当たり5,000円を支給しておりました。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

				平成19年度の年間給与額(平均			平均)
	区分	人員	平均年齢	総額	うち所定内		うち賞与
				小心识		うち通勤手当	
	华 	人	歳	千円	千円	千円	千円
	常勤職員	6	52	6,956	5,180	255	1,521
		人	歳	千円	千円	千円	千円
	事務•技術	3	53.3	6,701	5,111	110	1,480
		人	歳	千円	千円	千円	千円
	研究職種	3	50.7	7,210	5,250	400	1,560
I	del married ever	人	歳	千円	千円	千円	千円
	教育職種	該当無し					

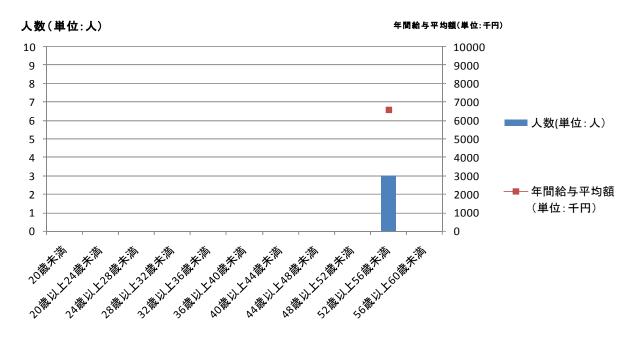
在外職員	該当無し	歳	千円	千円	千円	千円
任期付職員	人 5	歳 36		千円 3,622	千円 132	千円 682
事務·技術	人 該当無し	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 5	歳 36	千円 4,436	千円 3,622	千円 132	千円 682
教育職種	人 該当無し	歳	千円	千円	千円	千円
再任用職員	人 該当無し	歳	千円	千円	千円	千円
事務•技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種	,	歳	千円	千円	千円	千円
非常勤職員	該当無し	歳	千円	千円	千円	千円
事務•技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

平成19年度調査の対象となる職員は、平成19年4月1日から平成19年11月28日まで在職した者。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員/研究職員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]

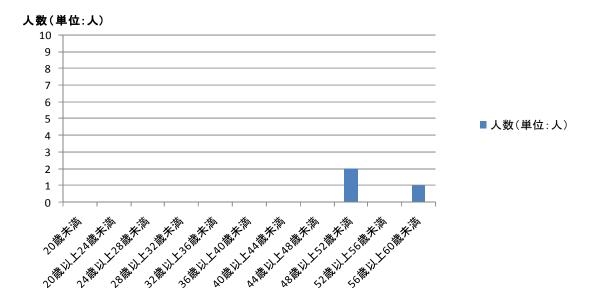
年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:上記グラフにおける、「52歳以上56歳未満」の年齢階層における年間給与の平均額は、6,591千円である。 また同年齢階層の該当者は4人以下であることから、第1・第3分位折れ線を表示していない。

年間給与の分布状況(研究職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

注2:上記グラフにおけるいずれの年齢階層も2人以下であることから、第1·第3分位折れ線及び平均額を示す 点を表示していない。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位 第1分位	平均	四分位 第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
本部課長	1	_	_	_	_
本部課長代理	2	_	_	_	_
					ļ

注:本部課長、本部課長代理については2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、内容を表記していません。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
	人	歳	千円	千円	千円
研究部長、センター長	1	_	_	_	_
主任研究員	2	_	_	_	_

注: センター長、主任研究員については2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、内容を表記していません。

③ 職級別在職状況等(平成19年11月28日現在)(事務・技術職員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的 な職位		部長	課長	課長代理	係長	係員	係員
人員	3	人	人 1	人 2	人	人	人
(割合)		(%)	(33.3 %)	(66.7 %)	(%)	(%)	(%)
年齢(最高 ~最低)		歳	歳	歳 ~	歳	歳	歳
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円	千円	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高~ 最低)		千円	千円	~	千円	千円	千円

注:課長、課長代理については2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、内容を表記していません。

③ 職級別在職状況等(平成19年11月28日現在)(研究職員)

区分	計	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的 な職位		部長 センター長	課長	主任研究員	研究員	研究員	研究員
人員	3	人 1	人	人 2	人	人	人
(割合)		(33.3 %)	(%)	(66.7 %)	(%)	(%)	(%)
年齢(最高 〜最低)		歳	歳	歳	歳	歳	歳
所定内給 与年額(最 高~最低)		千円	千円 ~	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高~最低)		千円	子円	千円	千円	千円	子円

注: 部長、センター長及び主任研究員については2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定される恐れがあることから、内容を表記していません。

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	一律支給分(期末相当)	% 63	%	%
管理 職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37	%	%
	最高~最低	$32.0 \sim 43.1$	~	~
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
一般 職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	%	%	%
,,,,,		%	%	%
	最高~最低	\sim	\sim	~

④ 賞与(平成19年度)における査定部分の比率(研究職員)

	区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
	一年又和刀(朔不怕日)	62		
管理		%	%	%
職員	査定支給分(勤勉相当) (平均)	38		
		%	%	%
	最高~最低	$32.7 \sim 42.8$	\sim	~
	一律支給分(期末相当)	%	%	%
		0/	0/	0.0
一般	査定支給分(勤勉相当)	%	%	%
職員	(平均)			
		%	%	%
	最高~最低	\sim	~	~

の職員の給与についての年間支給額が算出できないため、国家公務員との給与水準(年額)
の比較指標を算出することができません。
対国家公務員(行政職(一)/研究職)
対他法人(事務・技術職員/研究職員)
: 注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出
(参考) 対民間

※当機構は、平成19年11月29日に認可法人から財団法人へ組織変更しており、認可法人時

⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員/研究職員)

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務•技術職員

項目	: 内容						
	対国家公務員 ○○○. ○						
指数の状況	地域勘案参考学歴勘案地域・学歴勘案○○○.○						
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由	·						
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 ○○% (国からの財政支出額 ○○○円、支出予算の総額 ○○○円:平成19年度予算) 【検証結果】						
	【条積入損額(こ)(で) 累積欠損額○○○円(平成18年度決算) 【検証結果】						
講ずる措置							

○研究職員

項目	内容							
	対国家公務員 ○○○. ○							
指数の状況	地域勘案参考学歴勘案地域・学歴勘案○○○.○							
国に比べて給与水準が 高くなっている定量的な 理由								
給与水準の適切性の 検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 ○○% (国からの財政支出額 ○○○円、支出予算の総額 ○○○円:平成19年 度予算) 【検証結果】 【累積欠損額について】 累積欠損額○○○円(平成18年度決算) 【検証結果】							
講ずる措置								

Ⅲ 総人件費について

区分		当年度 (平成19年度)	前年度 (平成18年度)	比較増ん	△減	中期目標期間開成○年度)からの	
給与、報酬等支給総額		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(A)	153,374	291,949	- ()	- ()
退職手当支給額		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(B)	74,401	25,370	- ()	- ()
非常勤役職員等給与		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(C)	65,136	100,768	- ()	- ()
福利厚生費		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
	(D)	20,481	39,924	- ()	- ()
最広義人件費		千円	千円	千円	(%)	千円	(%)
(A+B+C+	D)	313,392	458,011	- ()	- ()

注: 当機構は、平成19年11月29日に財団法人へ組織変更したことから、「当年度」欄には平成19年4月1日から平成19年11月28日までの認可法人期間の金額を記載している。このため、「比較増△減」欄及び「中期目標期間開始時からの増△減」欄は記載していない。

総人件費について参考となる事項

- 1. 非常勤役職員等給与について 非常勤役員は、会長、理事1名の2名です。 非常勤の職員は、嘱託、派遣職員です。
- 2. 福利厚生費は、法廷福利厚生費及び役職員の健康診断等の経費を含んでいます。
- 3. 最広義人件費について 上記の最広義人件費には、役職員の退職手当引当金は含まれていません。

(人件費削減の場合)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	354,660	291,949	153,374	1	1	_
人件費削減率 (%)		-17.7	_	_	_	_
人件費削減率(補正値) (%)		-17.7	_	_	_	_

注: 当機構は、平成19年11月29日に財団法人へ組織変更したことから、「平成19年度」欄には平成19年4月1日から平成19年11月28日までの認可法人期間の金額を記載している。このため、当該年度の「人件費削減率」欄及び「人件費削減率(補正値)」欄は記載していない。

(人員純減の場合)

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
人員数 (人)	39	26	17			-
人員純減率 (%)		-33.3	-56.4			

注: 平成19年11月29日の財団法人へ組織変更をにらみ、人員を大幅削減いたしました。

IV 法人が必要と認める事項

当機構は、平成19年11月29日に、認可法人から財団法人に組織変更致しました。上記の数値は平成19年度のうち、認可法人期間(平成19年4月1日~平成19年11月28日)における実績であり、財団法人への組織変更に伴う「役職員の報酬・給与等」についての主な変更点は以下の通りです。

●役員数の削減

役員数を6名(うち常勤2名)から5名(うち常勤1名)に削減いたしました。

- ●非常勤理事の報酬について
 - 会長と非常勤理事については、無報酬といたしました。
- ●役員賞与について

役員に対する賞与の支給を、廃止いたしました。

●常勤職員の本俸月額ついて

職員に対する本俸月額を、以下の通りに改定いたしました。

- ①事務・技術職員:平均改定率(単純平均) △10.6%
- ②研究職員:平均改定率(単純平均) △ 8.8%